

The・おおいたキャラ弁コンテスト実施運営業務 仕様書

1 委託する業務名

The・おおいたキャラ弁コンテスト実施運営業務

2 業務の趣旨・目的

「The・おおいた」ブランド流通対策本部（以下「流対本部」という。）では、これまで各種販売促進活動等を通じて、大分県産農林水産物（以下「県産食材」という。）の認知向上および消費拡大に取り組んできた。

一方で、今後の継続的な消費拡大を図るためには、県外への販路開拓に加えて、県内における消費喚起も重要となっている。とりわけ、家庭における食事の決定権を持つ30代～40代の子育て世代に対し、県産食材の魅力を伝え、日常的な購買行動を促していくことが課題である。

こうしたことから、ターゲット層に広く普及している SNS（Instagram）を活用し、大分県の農林水産物にゆかりのあるキャラクターを用いた参加型の「キャラ弁コンテスト」を実施する。本業務は、本コンテストを通じて県産食材を料理に取り入れるきっかけを創出するとともに、アンケート等による事業前後の定量的な効果測定を行い、県産食材のさらなる認知度向上および継続的な購買につなげることを目的として実施する。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託業務内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。なお、業務の遂行にあたり事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については流対本部と協議の上、実施すること。

(1) コンテストの企画・運営及び事務局対応に関する業務

ア 募集部門及び応募条件の設定

- ・ 技術レベルに応じ、「こだわり部門（見栄えや県産食材へのこだわり等を競う）」と「エンジョイ部門（楽しむことを目的とし、参加ハードルを下げる）」の2部門を設けること。
- ・ 応募の必須条件として、「県産食材を1品以上使用すること」を規定すること。
- ・ 次のキャラクター等をモチーフにすること。
めじろん、ぶんたくん、ぼくくん、カボたん、おおいたの魚マーク
- ・ 応募作品の写真等について、流対本部がPR素材として二次利用できることを応募条件に明記し、同意を得ること。
- ・ コンテスト開始当初の応募を促すため、早期エントリー特典として先着20名に

対し粗品をプレゼントする仕組みを設けること。

- ・上記に定めのない事項については、流対本部と協議のうえ決定すること。

イ 応募受付体制の構築

- ・受託者において、Google フォーム等により応募用フォームを作成すること。当該フォームに、作成したキャラ弁の写真や県産食材の購入証明写真及び応募者情報（氏名・住所等）をアップロード及び入力させる仕組みとすること。なお、取得する詳細な項目（応募部門、使用食材、こだわり等）については、流対本部と協議の上決定すること。
- ・応募方法を掲載するホームページについては、流対本部が管理する「The・おおい」ブランド公式 HP 内に流対本部が作成・設置するものとし、当該ページに応募用フォームのリンクを掲載する。
- ・受託者は、応募方法ページおよび応募用フォームの作成に必要な原稿、画像素材、設定項目案等を整理し、流対本部に提供すること。また、公開前の動作確認等を行い、円滑な受付体制を整えること。

ウ 事務局の設置・運営

- ・応募者からの問い合わせ対応、個人情報の適切な管理を行うこと。
- ・応募作品が応募条件を満たしているかの事前確認を行うこと。その際、投稿写真と「県産食材購入の証明写真」との整合性を確認するとともに、生成 AI による画像作成が疑われる不自然な点がないか確認すること。疑義が生じた場合は、応募者への事実確認を行い、不正な作品を審査から除外する手順を事前に策定すること。

(2) SNS等を活用した広報及びプロモーションに関する業務

ア 専用アカウントの開設・運用

- ・Instagram にコンテスト専用アカウントを開設し、事務局で確認を終えた応募作品を順次投稿すること。

イ ターゲットに対する広告配信

- ・Instagram 広告等を活用し、県内の30代～40代女性に向けて、以下の2つの期間で広告配信を実施すること。なお、広告配信に係る実費（広告掲載料等）として、80万円（消費税込み）を予算額として計上すること。
 - ① 「作品募集期間」：コンテストの周知及び応募作品の募集喚起
 - ② 「投票促進期間」：応募作品への投票参加の促進及び閲覧者の拡大
- ・配信にあたっては、各期間の目的に応じ、ターゲットの関心を引く広告素材（静

止画バナーや簡易なスライドショー動画等)を制作すること。

- ・本事業の KPI として、コンテスト応募数 100 作品以上、WEB 投票数 (いいね数) 5,000 件以上を努力目標に設定すること。
- ・広告配信にあたっては、開始後最初の 1 週間の配信動向を分析し、流対本部に報告すること。また、その配信状況の分析結果に基づき、必要に応じて改善案を提示するとともに、最も費用対効果の高い配信手法等を提案し、流対本部と協議の上、以後の配信に反映させること。

ウ インフルエンサー等の活用

- ・県内のインスタグラマーを起用し、参加の心理的ハードルを下げる見本投稿を行うこと。

エ 危機管理及び監視体制の構築

- ・SNS 運用にあたっては、コメント欄の定期的な監視を行い、不適切な書き込みや投稿がなされた場合の対応フローを事前に流対本部と協議の上、策定すること。
- ・投票 (いいね数) の集計に際し、bot 等を用いた不正な投票を監視・除外する適切な仕組みを講じること。

(3) 審査・投票及び結果発表に関する業務

ア 投票の実施

- ・専用アカウントに投稿された作品に対する「いいね」の数で上位作品を選出すること。上位の基準は流対本部と協議の上、決定すること。
- ・投票にあたっては、1 人 (1 アカウント) による複数作品への「いいね (投票)」を可能とし、その旨を告知文等に明記して幅広く投票を促すこと。
- ・閲覧者の参加を促すため、投票者向けのプレゼントキャンペーンを併せて実施すること。

イ 最終審査

- ・投票の上位作品の中から、審査員による選考を経て入賞作品を決定すること。また、品目に特化した特別賞を選定すること。
- ・審査会の開催方法及び審査委員の選定にあたっては、流対本部と協議の上決定すること。

ウ プレゼントキャンペーン当選者の選定

- ・投票者の中から厳正な抽選を行い、当選者を決定すること。なお、具体的な当選者数や賞品内容については、流対本部と協議の上、決定すること。

- ・当選者への通知は、専用アカウントからのダイレクトメッセージ（DM）等を用いて速やかに行い、賞品発送に必要な情報（氏名、住所、電話番号等）を適切かつ安全な方法で取得すること。
- ・指定した期日までに連絡が取れない場合の予備当選者の繰り上げ等の取り決めを事前に定め、流対本部の承認を得ること。

（４）賞品等の発送業務

ア 発送対象及び内容

- ・本業務において、受託者は以下の対象者に対する賞品等の購入、手配、梱包及び発送を行うこと。なお、各対象者へ送付する具体的な品目については、事前に流対本部と協議の上、決定すること。

① 入賞者への賞品

- （３）イで決定した入賞者（特別賞を含む）に対し、大分県産農林水産物等を発送すること。

② 投票キャンペーン当選者へのプレゼント

- （３）ウで決定した当選者に対し、県産品等のプレゼントを発送すること。

③ 早期エントリー特典（粗品）

- （１）アに定める早期エントリーの先着２０名に対し、粗品を発送すること。

イ 費用負担及び予算配分

- ・上記アの①～③に係る賞品等の購入代金及び配送料金（梱包資材費等を含む）については、合計３０万円（消費税及び地方消費税を含む）を上限として委託料に含めるものとする。
- ・各対象者（入賞者、投票者、早期エントリー）への予算配分（品代と送料の内訳）については、流対本部と協議の上決定すること。

（５）消費者に対するアンケートに関する業務

ア 実施内容

- ・大分県内の３０～４０代女性４００名程度を対象に、事業実施の前後でLINEリサーチのQuickアンケート等を用いたアンケート調査を実施すること。
- ・実施時期は、コンテスト開始前に１回、コンテスト実施後に１回の計２回行うこと。

イ アンケートの設計

- ・設問数は４～６問とする。
- ・設問内容は、流対本部が別途指示する。

(6) 実施スケジュール

【～9月】実施準備期間

- ・事務局体制の整備、公式 SNS アカウ​​ントの開設
- ・ホームページ掲載原稿、応募用フォーム等の作成
- ・インフルエンサーの選定・依頼、広告配信計画の策定
- ・第1回アンケートの実施

【10月】開催周知期間

- ・SNS等によるコンテスト開催の周知
- ・インフルエンサーによる見本投稿

【11月～12月】作品募集・投票期間

- ・作品の受付、内容確認、公式 SNS への投稿
- ・広告配信

【1月】投票促進期間

- ・広告配信

【2月上旬】審査期間

- ・投票数の集計
- ・審査会の実施、入賞作品の決定

【2月下旬】

- ・結果発表及び商品等の発送
- ・第2回アンケートの実施

【3月】事業完了

- ・実績報告書の提出、成果物の納品

5 成果物の提出

受託者は、委託期間満了までに以下の成果物を収録したDVD1枚を提出すること。

(1) 実績報告書 ※以下の内容を必ず含むこと

- ・総応募数と部門別の内訳（こだわり部門、エンジョイ部門）
- ・応募者の属性分析（居住地域、年代層など）
- ・使用された県産食材の傾向（どの食材が多く使われたか 等）
- ・インフルエンサー起用の効果
- ・広告配信の運用実績
- ・アンケート調査の結果

(2) 応募作品データ一式

(3) 広告クリエイティブ（バナー画像等）

6 提出期限・提出先

(1) 提出期限

令和9年3月31日（水）

(2) 提出先

大分県農林水産部おおいたブランド推進課（大分市大手町3-1-1）

7 注意事項

- ・ 事業で制作した一切の著作物は、特段の理由がない限り流対本部に帰属する。
- ・ 受託者は、成果物に関する著作権（著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条に規定する権利を含む）を、当該成果物の引渡しと同時に流対本部に無償で譲渡するものとする。
- ・ 流対本部は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。
- ・ 受託者は、流対本部の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。
- ・ 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- ・ 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- ・ 委託事業実施に大きな影響を及ぼす事態が発生した場合には、流対本部と受託者の間で実施内容や委託費用の調整に係る協議を行う。この件における協議のタイミングや協議内容は流対本部の判断で実施する。
- ・ この仕様書に定めのない事項については、受託者と流対本部が必要に応じて協議するものとする。